



宮古労基署ニュース

新年のご挨拶

宮古労働基準監督署長 加藤勇介

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本年も労働安全衛生、働き方改革、適正迅速な保険給付に署員一丸となって努力してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。



死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和8年1月1日時点

建設業 1,344日 その他の業種 766日



転倒災害にご注意ください！！

令和7年 転倒災害の発生状況



11月末時点 **23件** (前年同期比 **+14件**)

宮

古署管轄内での休業4日以上の転倒災害の発生件数が昨年と比較して大幅に増加しています。特に、11月は休業4日以上の労働災害7件のうち5件（約71%）が転倒災害という状況になっています。今月号では、災害事例とその対策についてご紹介します。

事例① 発生状況

プラスチック製のチェーンをまたごうとしたところ、ふらついて足がもつれ転倒。（休業見込2箇月）



事例① 原因と対策

(原因) 被災者が60歳以上と高齢であり、自身の身体機能の低下に気づいていなかった可能性が考えられる。

(対策)

- ①障害物は、移動が可能であれば移動させ、またいだりしないこと。
- ②転倒等リスク評価セルフチェック票を活用し、実際の身体機能と意識の差を労働者に認識させること。



事例② 発生状況

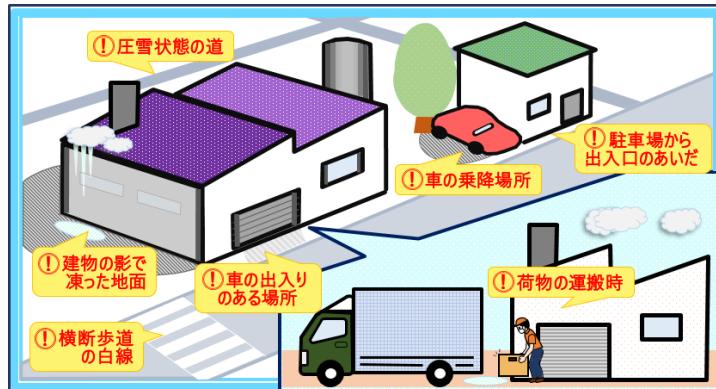
駐車場内の凍結箇所（少量の降雪あり）で滑って転倒。（休業見込3箇月）

事例② 原因と対策

（原因）凍結箇所に少量の降雪があったため、凍結していることに気づかなかった可能性が考えられる。

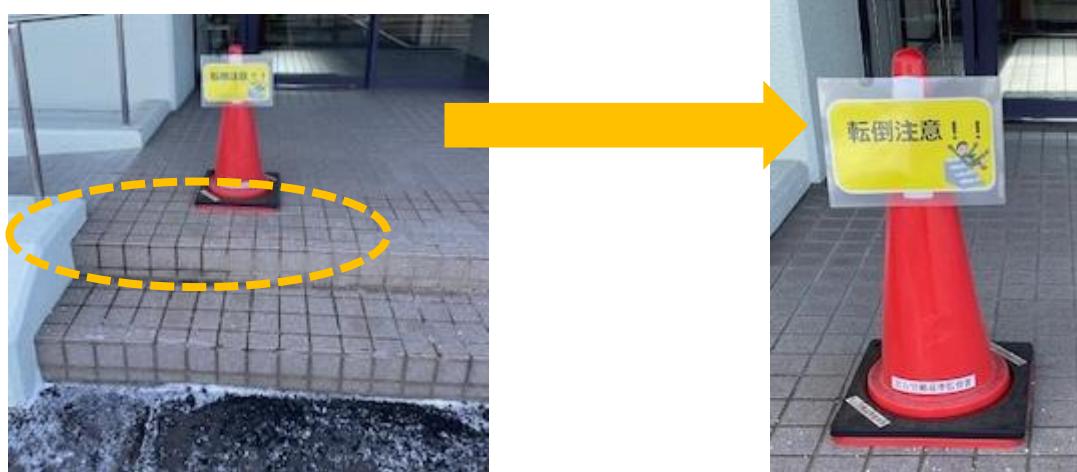
（対策）

- ①転倒危険マップを作成し、転倒危険箇所の共有を行うこと。
- ②凍結しやすい箇所には早めに融雪剤を散布したり、注意喚起の表示を行ったりすること。



【転倒危険マップの例】

宮古署でも転倒災害防止対策を実施しました！



宮古署では、凍結しやすい箇所に融雪剤の散布を行っていますが、それでも凍結してしまう箇所（写真左側のオレンジ色で囲まれた箇所）には追加で注意喚起の表示を行いました。

特に転倒災害発生の危険性が高いと考えられる箇所には、複数の防止対策を組み合わせて実施する等の工夫を行い、転倒災害を防止しましょう！

「転倒等リスク評価セルフチェック票」などの転倒災害防止対策はこちらから→



フリーランスの方も労災保険に特別加入できるようになりました

令和6年11月から、フリーランス（特定受託業務に従事する方）も労災保険に特別加入することができるようになりました。今月号ではその詳細についてご案内します。

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方も、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**仕事中や通勤中のケガ、病気、障害又は死亡等に対して、補償を受けられます。**

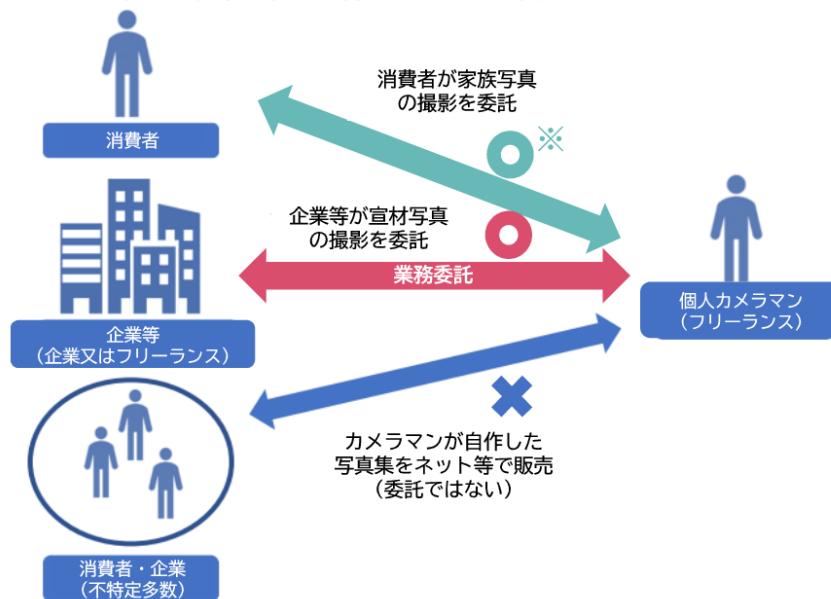
給付内容

ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- 「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者に、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング 等）、役務の提供（通訳 等）を委託することをいいます。
- つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（下の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（下の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

（例）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



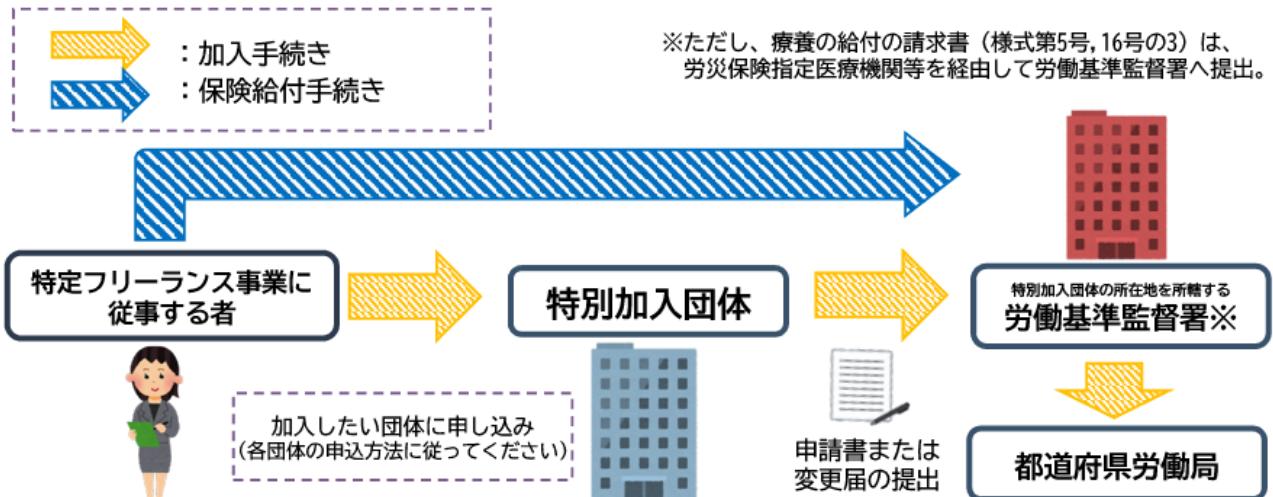
詳細はこちらから↑

（出典）「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）説明資料」（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）を基に厚生労働省労働基準局労災管理課において作成。

（参考）「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」（厚生労働省ウェブサイト）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

加入手続き・保険給付手続きの流れ



保険料の計算方法

保険料及び被災時の給付額を算出する基礎になるものを給付基礎日額といいます。特定フリーランス事業に従事する者が所得水準に見合った適正な給付基礎日額を16段階のうちから選択して特別加入団体が申請し、労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。この給付基礎日額に365を乗じた保険料算定基礎額に第二種特別加入保険料率（3/1,000）を乗じたものが、1年間の保険料となります。

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 $B = A \times 365$	年間保険料 保険料算定基礎額 \times 保険料率(3/1000)	給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 $B = A \times 365$	年間保険料 保険料算定基礎額 \times 保険料率(3/1000)
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円	10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円	9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円	8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円	7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円	6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円	5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円	4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円	3,500 円	1,277,500 円	3,831 円

おまけ

►皆さま新年あけましておめでとうございます！今年は60年に一度の丙午ですね。丙午は火の力が重なる干支で、エネルギーに満ちあふれ、大きな飛躍のチャンスとなる年になるため、新しいことや諦めかけていたことに挑戦するといい♦といわれているようです。

►皆さまは今年、どんなことに挑戦してみようと思っていますか？労基署ニュース担当者は、衛生管理者の資格取得に挑戦してみようと思っています。2, 3年前にテキストを購入して以降ほぼ手つかずの状態になってしまっているので、今年こそは…！！